

第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）



2018年3月

目次

第1章 本実行計画策定の背景	1 ページ
1 地球温暖化問題	
2 国際的な動向と我が国の対応	
3 塩尻市の状況と取り組み	
4 本実行計画策定の根拠	
第2章 塩尻市役所地球温暖化対策実行計画の達成状況	3 ページ
1 塩尻市役所地球温暖化対策実行計画の概要	
2 目標年度における結果及び状況考察	
第3章 本実行計画の基本的事項	5 ページ
1 計画の目的	
2 計画期間及び基準年度	
3 計画の対象とする事務及び事業の範囲	
4 計画の対象とする温室効果ガスの種類	
5 上位計画や関連計画等との位置づけ	
第4章 温室効果ガス排出量の状況	7 ページ
1 温室効果ガス総排出量	
2 温室効果ガスの対象施設別排出量	
3 温室効果ガスの排出要因	
第5章 温室効果ガスの排出削減目標	10 ページ
1 温室効果ガスの排出削減目標	
2 目標設定の考え方	
第6章 温室効果ガスの排出削減に向けた取り組み	13 ページ
1 取り組みの基本方針	
2 日常業務活動に関する取り組み内容	
3 施設及び設備等に関する取り組み内容	
4 温室効果ガスの吸収源の確保に関する取り組み内容	
5 その他の温室効果ガスの削減に資する取り組み内容	
第7章 本実行計画の進捗管理の仕組み	20 ページ
1 本実行計画の推進組織、進捗体制	
2 進捗状況の点検、評価及び報告	
3 推進組織及び進捗体制の見直し	
4 進捗状況の公表	
5 PDCAサイクルによる進捗管理	
【参考資料】	22 ページ

第1章 本実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな影響を及ぼすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、豪雨、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2013年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと等が示され、早い段階での二酸化炭素の排出削減の必要性を訴えています。

2 国際的な動向と我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効されました。

条約締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まると、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決定されました。

2015年にはフランス・パリでCOP21が開催されると、産業革命以降の気温上昇を2°C未満に抑えること（可能な限り1.5°C以内に抑える努力をすること）、条約締約国の全ての国が温室効果ガス排出削減目標を設定し、提出、5年毎の更新をすること、先進国は途上国に経済的支援を行うこと等が取り決められました（パリ協定）。

これを受け、我が国は2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26.0%削減する「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、また、この削減目標を確実に達成するため、日本の地球温暖化対策計画が2016年5月13日に閣議決定されました。

3 塩尻市の状況と取り組み

本市では、2004年に「塩尻市地域新エネルギービジョン」を、2006年に「塩尻市地域省エネルギービジョン」を策定し、市民、事業者及び行政の役割を明確化するとともに、温室効果ガスの排出削減目標等を設定しましたが、2014年の塩尻市環

境基本計画の目標年度の到来にあわせ、2015年に策定した第二次塩尻市環境基本計画に新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンを統合し、また、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を「塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として組み込み、塩尻市内の家庭及び事業者等から排出される二酸化炭素の排出量の削減目標を新たに設定するとともに、2017年度にはこの区域施策編の二酸化炭素の排出量の削減目標等の見直しを行いました。

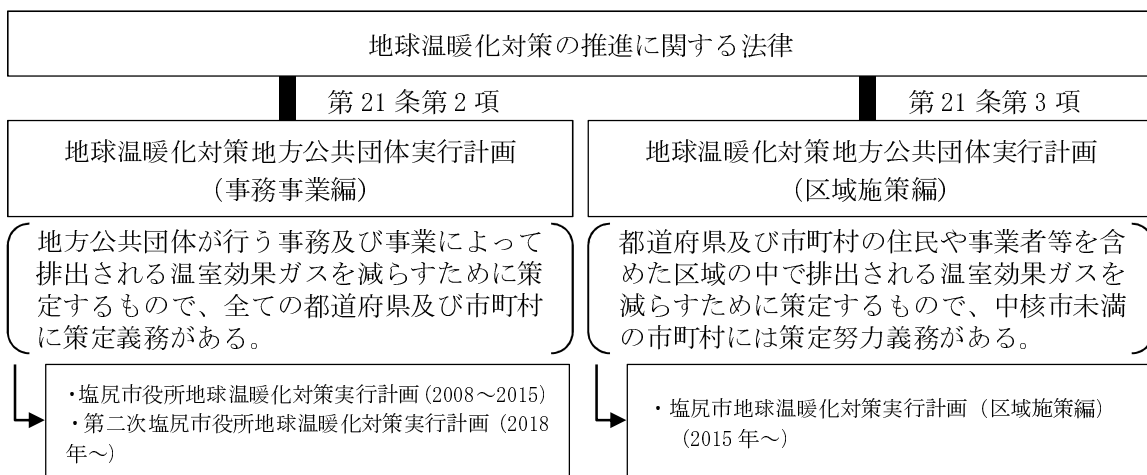
区域施策編 2017年度見直し版の中では、2022年度までに塩尻市内から排出される二酸化炭素を2011年度比で18.0%以上削減する短期目標、2030年度までに同26%削減する中期目標と、2050年度までに同80.0%削減する長期目標を設定しており、市民、事業者、市の取り組み方針を定めています。

また、本市は2002年に認証を取得したISO14001環境マネジメントシステムを温室効果ガス削減のための手段とし、2017年現在、市でISO14001の認証を取得している58施設において削減の取り組みを行っています。

4 本実行計画策定の根拠

1999年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、同法の規定により、地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、公表することとなりました。

これを受け、本市では2008年に「塩尻市役所地球温暖化対策実行計画」を、同法の規定に基づく、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定し、市内において温室効果ガスを多く排出する事業者のひとつとして、率先して地球温暖化防止活動に取り組んできましたが、2017年これを見直し、新たに本市の事務及び事業に関連して排出される温室効果ガスを把握及び削減の目標を設定し、引き続き地球温暖化防止活動に取り組んでいくため、「第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。



第2章 塩尻市役所地球温暖化対策実行計画の達成状況

1 塩尻市役所地球温暖化対策実行計画の概要

1-1 計画の期間

2008年度から2015年度までの8年間

1-2 基準年度

目標設定の基準とする年度は2005年度

1-3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

外部機関（一部事務組合、広域事務組合、民間企業等）へ委託等を行っている事務及び事業を除いた、市が行う事務及び事業に関する事項

1-4 計画の対象とする温室効果ガスの種類

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類。ただし、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素は排出の可能性が低く、排出量の把握が困難なことから、計画の計測から除外

1-5 温室効果ガスの排出量及び目標（二酸化炭素換算値）

2005年度	温室効果ガス排出量	:	6,923.1t-CO ₂
2015年度	温室効果ガス排出目標	:	8.8%削減 (6,311.3t-CO ₂ を目指す。)

2 目標年度における結果及び状況考察

2-1 結果について

2015年度	温室効果ガス排出量	:	6,436.5t-CO ₂
2015年度	比削減率	:	7.0%削減

2-2 状況考察について

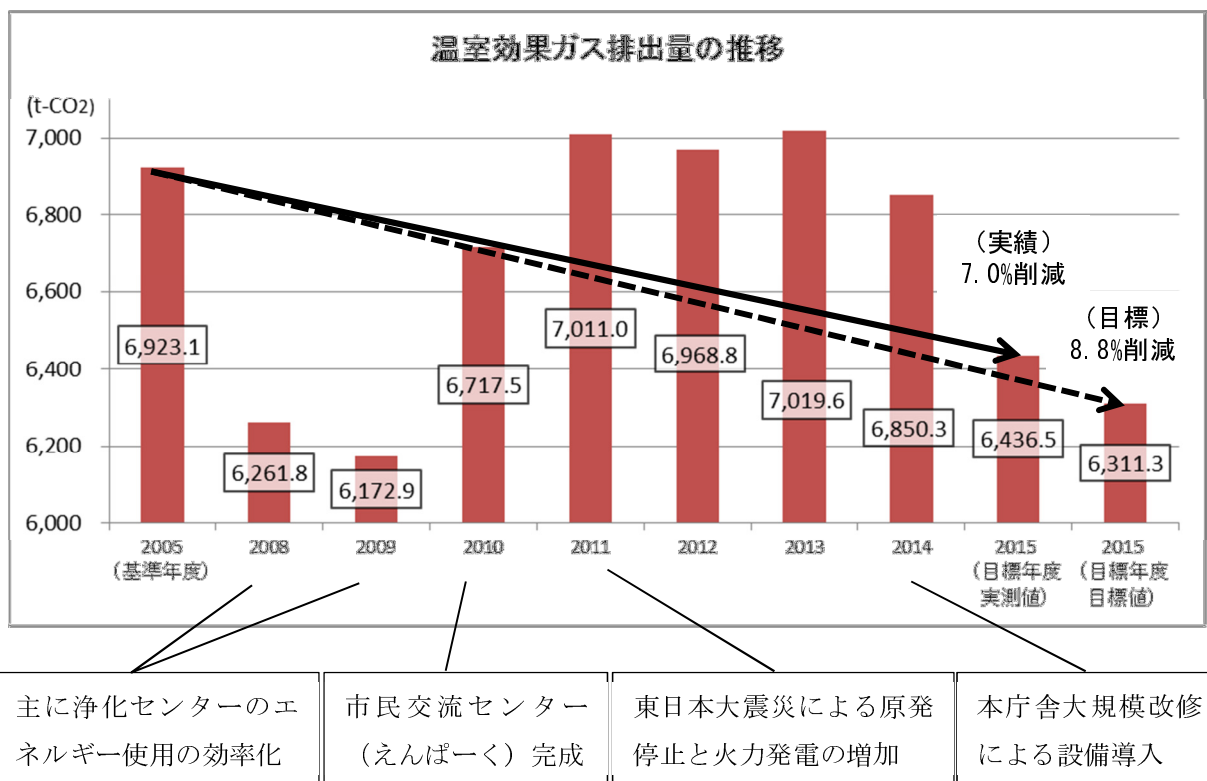
塩尻市役所地球温暖化対策実行計画の目標年度における温室効果ガス排出量の削減率は7.0%となり、目標は未達成となりました。

背景として、2009年度までに、一部施設（主に浄化センター）のエネルギー使用の効率化を図ることで10.8%の削減（6,172.9 t-CO₂）を達成し、順調に推移していましたが、2010年に市民交流センター（えんぱーく）が完成し、そこから排出される温室効果ガスによって2011年度には1.3%の増加（7,011.0 t-CO₂）と増加傾向に転じました。また、同じく2011年に発生した東日本大震災による

影響で、国内の原子力発電所が停止し、火力発電による電気供給の割合が増大したことによって、中部電力の供給する電力消費による温室効果ガス排出係数が 0.000473 t-CO₂/kWh (2010 年度) から 0.000518 t-CO₂/kWh (2011 年度) へ増加したことも増加の要因として挙げられます。

しかしながら、計画期間中の保育園等の一部の施設の廃止や、施設における高効率な設備への更新及び再生可能エネルギーの導入、ISO14001 の環境マネジメントシステムの運用等や、2014 年度に市役所本庁舎の大規模改修が終了し、照明の LED 化や太陽光発電設備及び高効率冷暖房の導入によって、2015 年度には 7.0% (6,436.5t-CO₂) の排出削減という結果を得ることができました。

なお、年度毎の温室効果ガス排出量の推移は、次のグラフのとおりです。



第3章 本実行計画の基本的事項

1 計画の目的

第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により、本市の事務及び事業に関し、自らが温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、実施することによって、地球環境への負荷を低減し、もって地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

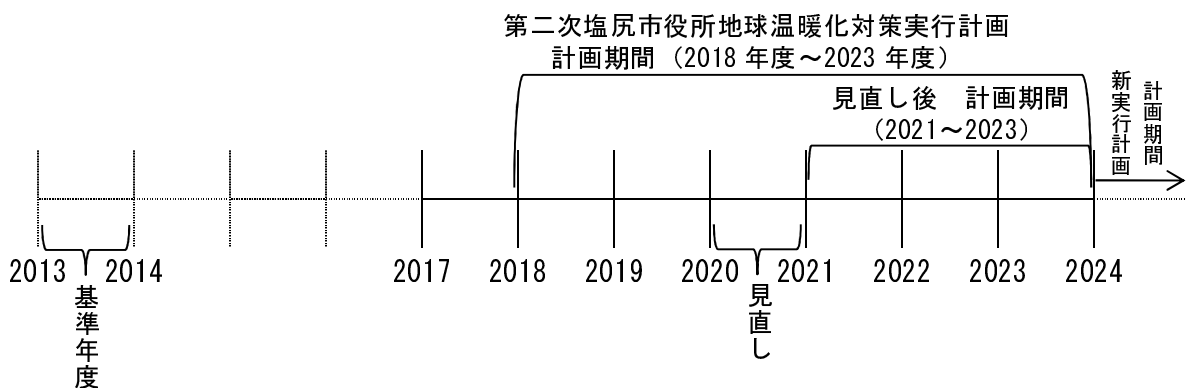
2 計画期間及び基準年度

計画期間：2018年度から2023年度まで（6年間）
基準年度：2013年度

計画期間については、本市の最上位計画である第五次塩尻市総合計画と整合させ、計画期間も同様とした第二次塩尻市環境基本計画及び塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標年度と整合を図るために設定しています。

また、基準年度については、国で2016年5月13日に閣議決定された地球温暖化対策計画の基準年度と整合を図っています。

なお、2021年度から目標年度までの本実行計画の実効性を高めるため、社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果、本市における施設等の状況変化等を踏まえ、2020年度中に削減目標等の内容について見直しを行うものとします。



3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本実行計画の対象とする範囲は、市が行う事務及び事業に関する事項を対象とします。

なお、対象となる施設及び設備等の一覧を、本実行計画22ページの【参考資料】

1】に示しています。

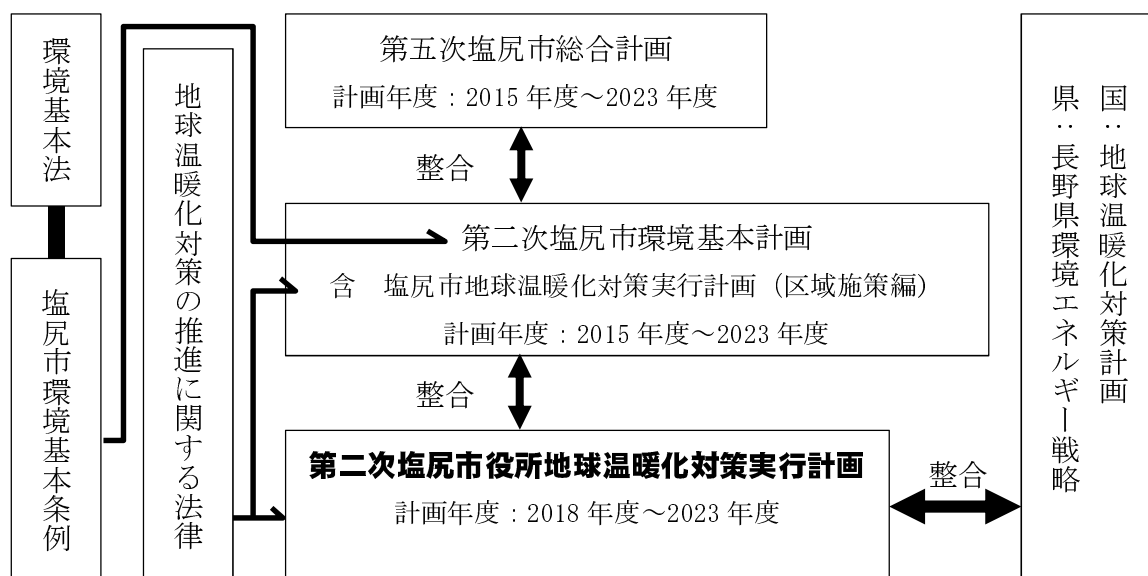
4 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本実行計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項において規定されている7種類で、次の表のとおりです。

ガス種類	主な発生源等
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼等により発生する。
メタン (CH ₄)	廃棄物の埋め立て、下水処理、稲作や家畜等から発生する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	廃棄物の焼却、工業プロセス、下水処理、農業等から発生する。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等から発生する。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造プロセス等から発生する（本市では排出実態の把握が困難であるため計測から除外）。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガス等から発生する（本市では排出実態の把握が困難であるため計測から除外）。
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造プロセス等で用いられている（本市では排出実態の把握が困難であるため計測から除外）。

5 上位計画や関連計画等との位置づけ

本実行計画は、次の図に示すとおり、関連する他の各計画との整合を図り、地球温暖化対策への実効性をより一層高めます。



第4章 温室効果ガスの排出量の状況

1 温室効果ガス総排出量

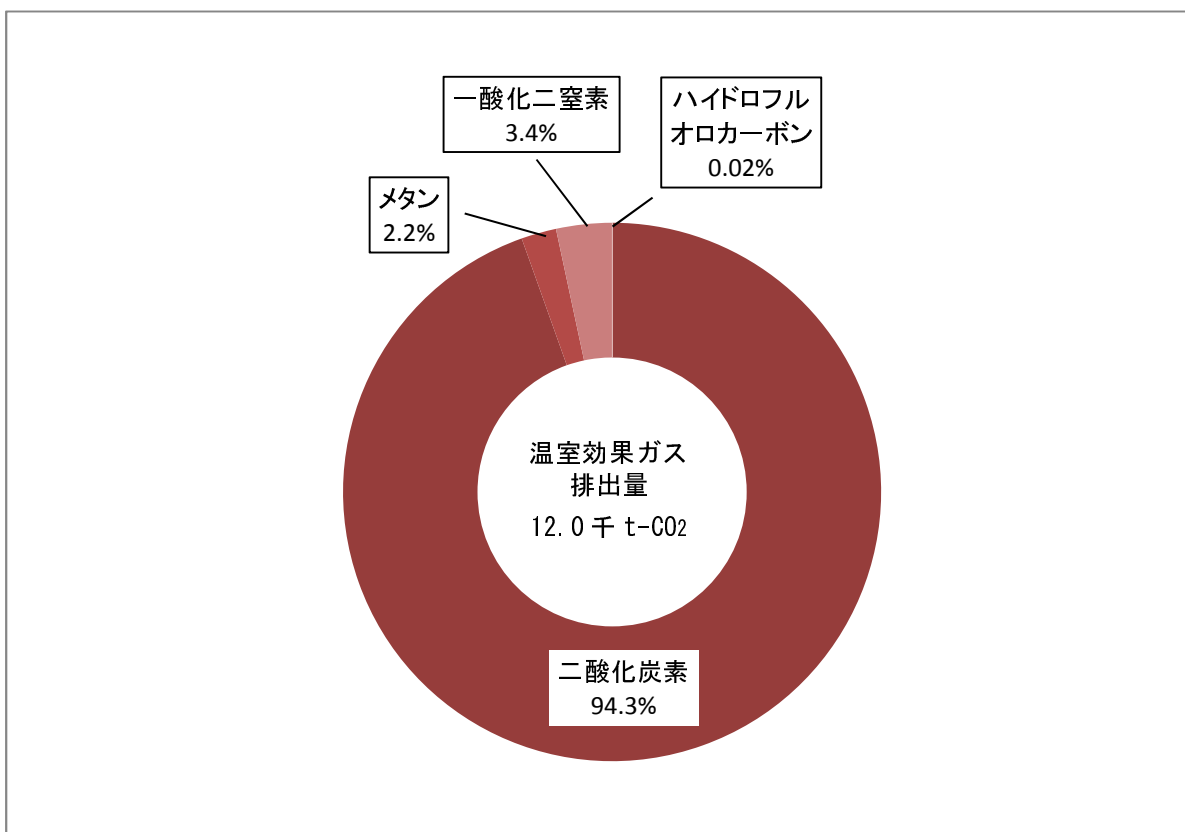
本実行計画の基準年度「2013年度」における本市の事務及び事業による温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）は、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行令に基づいて再算定を行った結果、12,092.9t-CO₂となりました。

本実行計画で算定対象とした4種類の温室効果ガスの総排出量に占める割合は、二酸化炭素が94.3%と大半を占めています。

なお、温室効果ガスの種類別の排出量の詳細については、次の図表に示すとおりです。

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合
二酸化炭素	11,408.8	94.3%
メタン	266.9	2.2%
一酸化二窒素	415.3	3.4%
ハイドロフルオロカーボン	1.9	0.02%
合計	12,092.9	100.0%

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。以降に掲載する図表も同様です。



2 温室効果ガスの対象施設別排出量

本実行計画では、本市で ISO14001 を認証・取得している施設と、それ以外の施設を区別するため、排出量を分けて算出しています。詳細は、次の表のとおりです。

施設	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合
ISO14001 認証・取得施設	7,043.6	58.2%
上記以外の施設	5,049.3	41.8%
合計	12,092.9	100.0%

※本実行計画は、31 ページの【参考資料：2】に掲載されている係数を用いて、温室効果ガスの種類別の排出量を算出し、算出した種類別の温室効果ガス排出量に 32 ページの【参考資料：3】に掲載されている係数をそれぞれ乗じることで、温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算値で算出しています。これらの係数が塩尻市役所地球温暖化対策実行計画策定当時から変更になっていることや、施設の増減等により、塩尻市役所地球温暖化対策実行計画において算出した 2013 年度の温室効果ガス排出量とは異なった値となっています。

※本実行計画では、本市の所有する大半の施設等を対象としていますが、塩尻市役所地球温暖化対策実行計画では、ISO14001 を認証・取得している施設のみを対象としていたため、本実行計画において算出した温室効果ガス排出量と、塩尻市役所地球温暖化対策実行計画において算出した温室効果ガス排出量とは大きく異なります。

3 温室効果ガスの排出要因

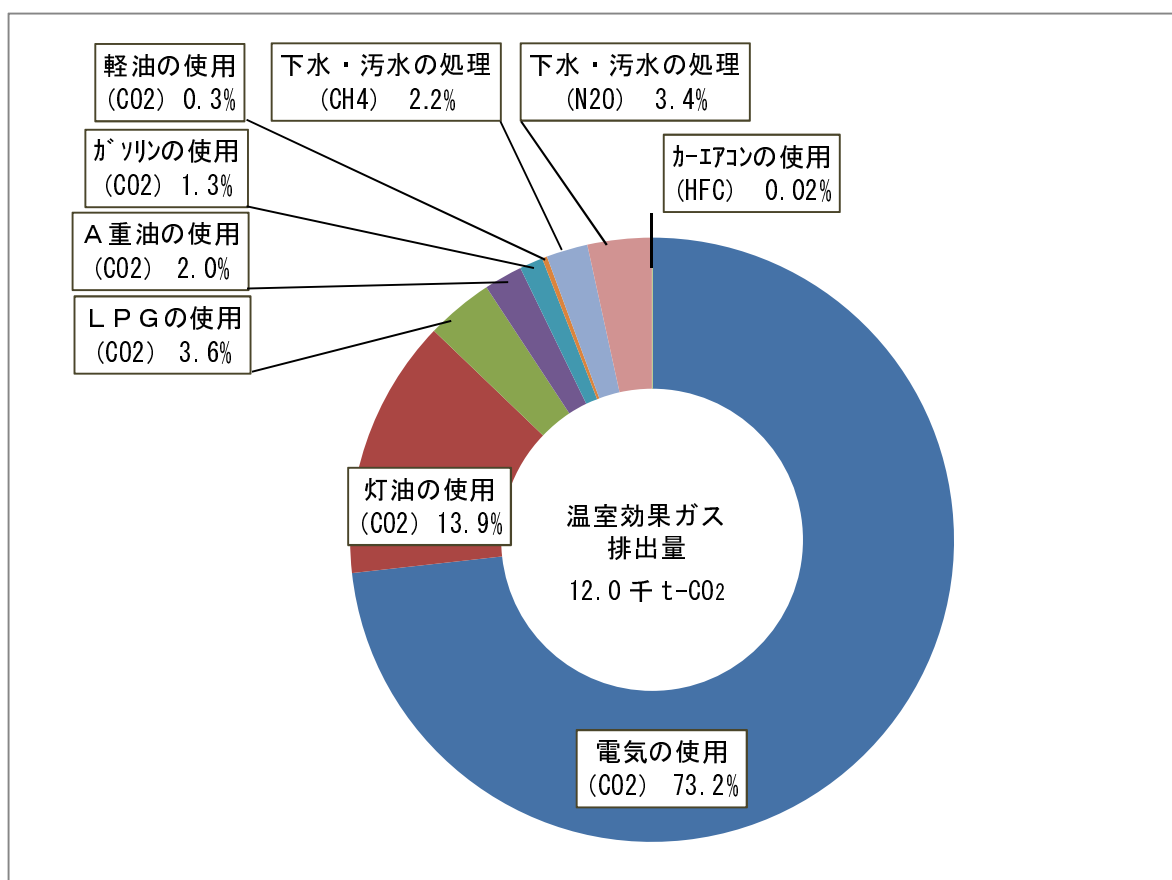
二酸化炭素が、温室効果ガスの総排出量に占める割合が 94.3% (11,408.8t-CO₂) と、最も大きくなりました。

本市の事務及び事業における排出要因を分析した結果、施設の照明や冷暖房等で消費される電気の使用によって排出される二酸化炭素が最も多く、二酸化炭素排出量に占める割合が 77.6% (温室効果ガス排出量に占める割合では 73.2%) となりました。また、施設燃料に利用される灯油や LPG、A 重油、車両及び設備で消費するガソリンや軽油の割合が高い結果となりました。

二酸化炭素以外の温室効果ガスにつきましては、汚水やし尿を処理する際に下水道施設で発生するメタン (266.9 t-CO₂) と一酸化二窒素 (415.3t-CO₂) が大部分となる結果となりました。

詳細については、次の図表に示すとおりです。

排出要因及び 温室効果ガスの種類	使用量等	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	対 CO ₂ 割合	対温室効果 ガス割合
電気の使用 (CO ₂)	17,166,527.1kWh	8,857.9	77.6%	73.2%
灯油の使用 (CO ₂)	675,581.1ℓ	1,682.2	14.8%	13.9%
LPGの使用 (CO ₂)	66,560.8m ³	435.3	3.8%	3.6%
A重油の使用 (CO ₂)	91,519.0ℓ	248.0	2.2%	2.0%
ガソリンの使用 (CO ₂)	65,292.2ℓ	151.5	1.3%	1.3%
軽油の使用 (CO ₂)	13,127.0ℓ	33.9	0.3%	0.3%
小計		11,408.8	100.0%	94.3%
下水、汚水の処理等 (CH ₄)	—	266.9	—	2.2%
下水、汚水の処理等 (N ₂ O)	—	415.3	—	3.4%
カーエアコンの使用 (HFC)	135 台	1.9	—	0.02%
小計		684.1	—	5.7%
合計		12,092.9	—	100.0%



第5章 温室効果ガスの排出削減目標

1 温室効果ガスの排出削減目標

塩尻市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量を、
2023年度までに2013年度比で6.5%以上削減することを目指します。

2 目標設定の考え方

本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを算出した結果から、施設及び設備の運営（照明や冷暖房等の使用）によって排出される二酸化炭素が大半を占めていることが明らかになりました。

このことから、目標年度までに施設及び設備の改修や更新、解体等を主な温室効果ガス削減の手段として積極的に取り組んでいくものとし、本実行計画の計画期間中に予定されている改修や更新、解体等によって削減できる温室効果ガスを積み上げるとともに、施設等の運営や維持における温室効果ガスの排出に対する意識の向上を背景とした、燃料や電気の年次的な削減を考慮し、目標を設定しました。

しかしながら、一部の施設では統廃合による新築や、市立体育館の新築等も予定され、また、民間企業の工場新築に伴う下水道処理水量の大幅な増加も想定されることから、2020年度中に行う本実行計画の見直しで、新たに削減目標を再設定し、実効性を高めていくものとしします。

削減目標の設定の際に積み上げた、二酸化炭素及びそれ以外の温室効果ガスの削減量の内訳は次の表に示すとおりです。

単位：t-CO₂

区 分	削減目標 (2013年度対 2023年度比)	2013年度 (基準年度) 排 出 量	2020年度 (見直し年度) 排 出 量	2023年度 (目標年度) 目標排出量
二酸化炭素	7.3%以上削減	11,408.8	10,157.8	10,572.0
二酸化炭素以外	7.6%以内増加	684.1	718.7	735.8
温室効果ガス合計	6.5%以上削減	12,092.9	10,876.5	11,307.8

※ 二酸化炭素以外の排出量が約 51.7 t-CO₂ 増加しておりますが、これは民間企業の工場新築等に伴う下水道処理水量の増加に伴い、メタンと一酸化二窒素の排出量が増加することが主な要因です。

また、施設区分ごとの目標年度における温室効果ガスの目標排出量を設定することで、施設を所管する部門における取り組みの推進を図るものとします。

具体的な施設区分や目標とする排出量、削減率等の内訳については次の表に示すとおりです。

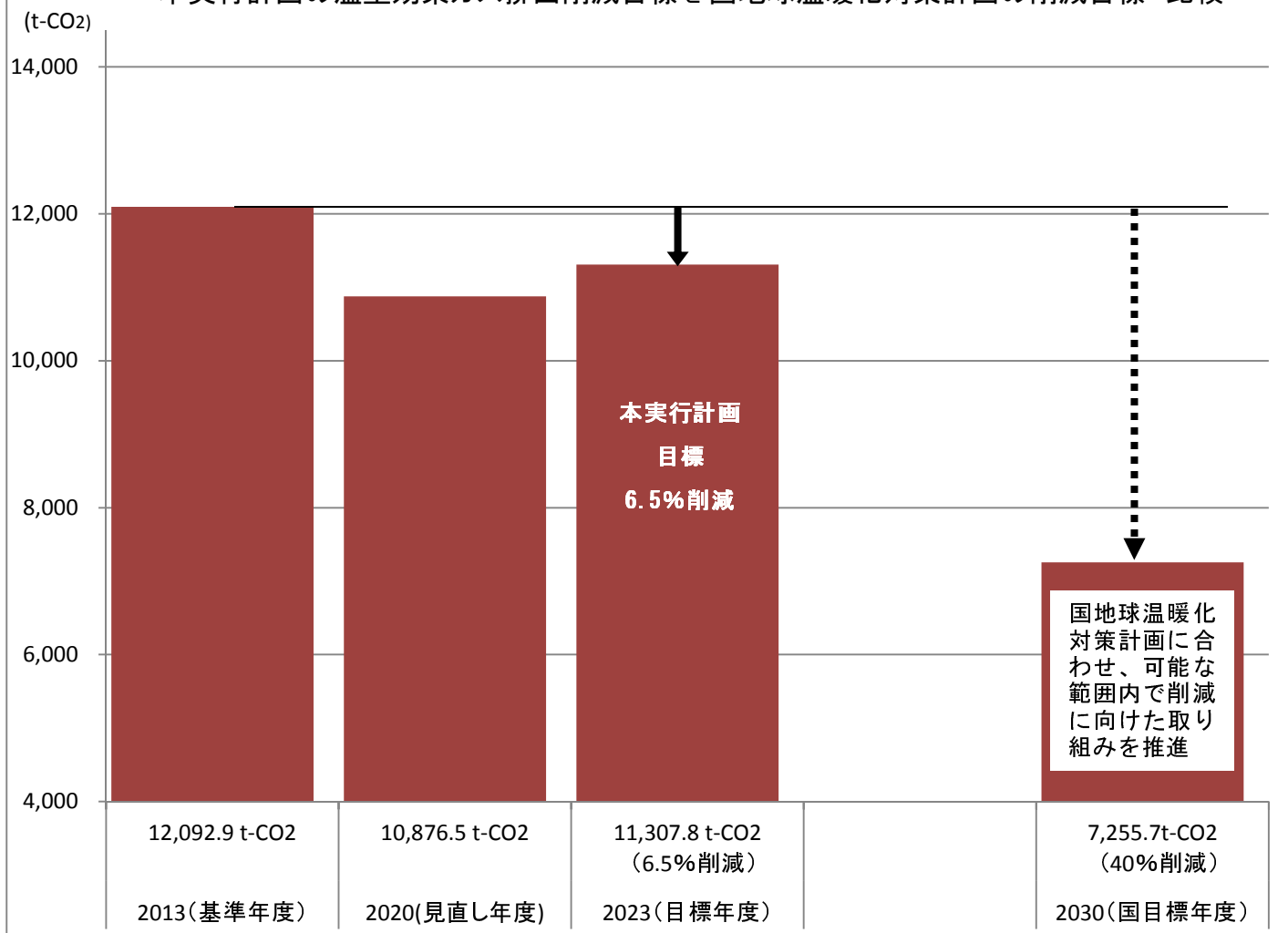
単位：t-CO₂

施設区分	2013年度 (基準年度) 排出量	2020年度 (見直し年度) 排出量	2023年度 (目標年度) 目標排出量	削減目標 (2013年度対2023年度比)	
				増減量	削減率
本庁舎	608.0	470.9	470.9	△137.1	22.5%以上削減
総合文化センター	202.6	183.7	183.7	△18.9	9.3%以上削減
保健福祉センター	127.8	119.7	119.7	△8.1	6.3%以上削減
市民交流センター	693.5	584.0	584.0	△109.5	15.8%以上削減
支所等	244.6	412.0	412.0	167.4	68.4%増加以内
保育園・児童館・子育て支援センター	552.0	478.9	464.3	△87.7	15.9%以上削減
小・中学校	2,192.6	1,904.2	1,873.5	△319.1	14.6%以上削減
上水道関連施設	847.5	781.7	781.7	△65.8	7.8%以上削減
下水道関連施設	3,239.0	3,220.7	3,279.7	40.7	1.3%増加以内
公園等	170.4	159.2	159.2	△11.2	6.6%以上削減
農業関連施設	516.7	556.6	556.6	39.9	7.7%増加以内
産業・観光関連施設	96.8	81.5	81.5	△15.3	15.8%以上削減
文化施設	505.0	501.3	501.3	△3.7	0.7%以上削減
体育施設	232.0	146.9	578.2	346.2	149.2%増加以内
福祉施設	853.5	371.3	371.3	△482.2	56.5%以上削減
その他施設	1,010.9	903.9	890.2	△120.7	11.9%以上削減
合計	12,092.9	10,876.5	11,307.8	△785.1	6.5%以上削減

なお、2016年5月に閣議決定された日本の地球温暖化対策計画においては、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することとしており、その中でも、行政分野が対象となる民生業務その他部門は約40%の温室効果ガスを削減することを求めています。

このことから、本市においても本実行計画で推進する取り組みを通じて、日本全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与するとともに、可能な範囲内で2030年度までに温室効果ガス排出量40%削減を目指していくものとします。

本実行計画の温室効果ガス排出削減目標と国地球温暖化対策計画の削減目標 比較



第6章 温室効果ガスの排出削減に向けた取り組み

1 取り組みの基本方針

本市は、2002年に市役所本庁舎、塩尻総合文化センター及び保健福祉センターの3施設でISO14001の認証を取得しました。その後、支所、保育園、児童館、小・中学校等の出先機関へ認証範囲を拡大し、現在、積極的に環境改善活動や環境負荷低減活動に取り組んでいます。

このようなISO14001による取り組みを着実に実施していくことは、職員一人ひとりが、日常業務活動の中で率先的に環境に配慮した行動を実践することにつながり、地球環境保全への意識向上が図られるとともに、ISO14001による各種の取り組みが、本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを削減していくための有効な手段のひとつであると考えられます。

このことから、本市は本実行計画の推進のため、ISO14001環境マネジメントシステムを活用した温室効果ガスの削減を目指すものとします。

なお、本実行計画は、ISO14001認証・取得外の施設も対象となりますが、これらの施設や施設に勤務する職員についても、同様の取り組みを推奨し、本実行計画の実効性を高めていくものとします。

2 日常業務活動に関する取り組み内容

本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するための、日常業務活動における実施事項及び具体的な取り組みは次のとおりです。

2-1 電気使用量について

- (1) こまめな消灯を行う。
 - ・ 窓口業務を除き、昼休み及び残業時における不要な照明は、消灯する。
 - ・ 使用しない教室、会議室、更衣室、トイレ、倉庫等の不要な照明は、消灯する。
- (2) 業務終了後の節電を行う。
 - ・ 残業時には、部分点灯とし、不要な照明を消灯する。
 - ・ 毎週水曜日のノー残業デーの徹底を図る。
 - ・ 長期の休みには、冷蔵庫等を使用しない。また、電気器具のコンセントを抜く。
 - ・ 冬期間を除き、凍結防止帯のコンセントを抜く。
 - ・ 業務終了後は、速やかに退庁（退所）する。
- (3) 待機電力の節電を行う。
 - ・ 昼休み及び長時間の退席時は、OA機器の電源を切る。

- ・ 帰宅時には、OA機器の待機電力スイッチや電気ポット等の電源を切る。
- (4) 電力の有効活用を行う。
 - ・ 省エネルギー型機器の利用を推進する。
- (5) 冷暖房の適正温度による管理を行う。
 - ・ 夏 28℃、冬 20℃の温度管理により、電気使用量の削減を図る。
 - ・ 空調効果を高めるため、ブラインド、扇風機、シーリングファン等を活用する。
- (6) エレベーターの利用の抑制を図る。
 - ・ エレベーターの利用を極力控え、階段を利用する。
- (7) デマンドシステムによる電気使用量の適正管理
 - ・ デマンドシステムにより電気使用状況を監視する。

2-2 水道使用量について

- (1) 無駄な水の使用をやめ、節水に努める。
 - ・ 洗面等における水の出し放しをやめる。
 - ・ 洗車時の節水に努める。
 - ・ 給食の準備及び片付け等における無駄な水の使用を避ける。
 - ・ 園児、児童、生徒等に水の流し放しをしないよう指導する。
 - ・ 市民に水の流し放しをしないよう協力を呼びかける。

2-3 燃料使用量について

- (1) 公用車両等の燃料削減を図る。
 - ・ アイドリング・ストップ等のエコ・ドライブを推進する（急発進、急加速をせず、経済的な速度で走行する）。
 - ・ タイヤの空気圧の調整等、定期的に点検整備する。
 - ・ 公用車の適正利用（相乗り、徒歩や自転車の活用等）を推進する。
- (2) 職員の自家用車両等の燃料削減を図る。
 - ・ 職員エコ通勤運動を実施する（相乗り、徒歩、自転車や公共交通機関の活用等を推進する）。
 - ・ アイドリング・ストップ等のエコ・ドライブを推進する（急発進、急加速をせず、経済的な速度で走行する）。
 - ・ タイヤの空気圧の調整等、定期的に点検整備する。
- (3) 施設管理に使用する燃料等の削減を行う。
 - ・ 冷暖房の適正温度管理により、灯油等の使用量を削減する。
 - ・ 灯油のホームタンク等を適正に管理する。
 - ・ 支障のない範囲で、業務に使用する燃料の削減に努める。
- (4) LPガス使用量の削減に努める。
 - ・ 給湯室のお湯の無駄遣いをしない。
 - ・ 給食の準備等における無駄なLPガスの使用抑制に努める。

2-4 用紙使用量について

- (1) 会議資料等の部数の削減を図る。
 - ・ 会議資料を簡素化する。
 - ・ 会議資料のページ数及び配布部数を必要最小限にする。
 - ・ 会議時の封筒配布を行わない。
 - ・ 刊行物の配布部数を最小限に削減する。
 - ・ 複写機等の使用をできる限り抑制する。
 - ・ 園児、児童及び生徒への通知等の印刷、配布数を抑制する（できる限り、家庭数で印刷、配布する）。
- (2) 紙の使用の抑制を図る。
 - ・ 文書類の電子化を推進する。
 - ・ 通知等は、グループウェアの電子掲示板や回覧板、Eメール等をできる限り利用する。
 - ・ 印刷やコピー等は、原則として両面を使用する。
- (3) 使用済用紙の再利用を図る。
 - ・ ペーパーラボで再生した用紙の利用を図る。
 - ・ 使用済用紙やミスコピー紙の裏面を利用する（個人情報等に注意する）。
 - ・ 使用済封筒を再利用する。
 - ・ ポスター等の裏面を再利用する。
 - ・ FAX送付票は、できる限り省略する。
 - ・ 再生利用のための用紙、廃棄用紙等の分別を徹底する。

2-5 廃棄物発生量について

- (1) 分別収集の徹底を図る。
 - ・ 可燃物、不燃物、資源物等の分別を徹底する。
 - ・ 各職場においてリサイクルボックスを利用し、資源ごみの分別収集を徹底する。
- (2) 廃棄物発生量の抑制を図る。
 - ・ 職場内のごみ箱の数を減らす。
 - ・ 可燃ごみの搬出は、指定ごみ袋を使用し、職場（施設）名等を明記する。
 - ・ 使い捨て製品の使用や購入を控える。
 - ・ 割り箸や使い捨て容器の使用を、できる限り控えるように努める。
 - ・ 生ごみ、落ち葉、剪定木等の堆肥化に努める。
 - ・ 使用済使い捨て容器等は、事業者責任処理とする。
 - ・ イベント等は、参加者が飲食物の容器を持ち帰ることとし、ごみ持ち帰り運動の徹底を図る。

2-6 事務所内の環境整備について

- (1) 事務室の5Sの取り組み

- ・ 事務室内を整理、清掃、整頓し、清潔に保つ。
- (2) 倉庫、書庫等の5Sの取り組み
- ・ 倉庫、書庫等を整理、清掃、整頓し、清潔に保つ。

2-7 各取り組みの共通事項

- (1) 施設利用者に啓発、指導を行う。
- ・ 節電、節水、省エネの表示等を行い、施設利用者に協力を呼びかける。

3 施設及び設備等に関する取り組み内容

本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するための、施設及び設備等に関する具体的な取り組みは次のとおりです。

なお、設備等の導入に際しては、施設の新築、改築及び改修等にあわせて行うものを最優先とし、順次、費用対効果の高い設備等を積極的に導入していくものとします。その際、設備導入等に係る各種補助金等を活用し、事業費をできる限り抑えることで、投資回収の短縮化を図るものとします。

3-1 省エネルギー設備の導入

- (1) 施設の新築、改築及び改修時並びに設備の更新時には、LED照明等の高効率照明を導入します。
- (2) 施設の新築、改築及び改修時並びに設備の更新時には、高効率冷暖房設備を導入します。
- (3) 施設の新築、改築及び改修時並びに設備の更新時には、高断熱ガラス、二重サッシ等の導入を検討し、建物の高気密化を図ります。
- (4) 施設の新築、改築及び改修時並びに設備の更新時には、高効率給湯器を導入します。
- (5) 施設の新築、改築及び改修時並びに設備の更新時には、節水型トイレを導入します。
- (6) (1)～(5)に記載した設備以外の設備においても、新設、更新等の際には従来よりも高効率な設備を導入することを検討します。

3-2 再生可能エネルギー設備の導入

- (1) 施設の新築、改築及び改修時等に、太陽光発電システムを導入します。
- (2) 施設の新築、改築及び改修時等に、太陽熱利用システムを導入します。
- (3) 施設の新築、改築及び改修時等に、木質バイオマス利用設備を導入します。
- (4) 太陽光(熱)、風力、地熱、水力、バイオマス等を利用した設備及びエネルギー転換設備等の導入を検討します。

3-3 エコカー及び次世代型エコカーの導入

公用車両の導入、更新時には、従来車種よりも低燃費な自動車、電気自動車、

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を導入します。

3-4 デマンド監視システム等の使用電気量の「見える化」の推進

デマンド監視システム等を利用し、使用電気量を「見える化」することで、電気消費量の削減と最大需用電力のピークカットを図ります。

3-5 ファシリティマネジメントの推進

「塩尻市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設や利用環境を中・長期的な視点から、総合的かつ統括的に企画、管理、活用することで、エネルギー使用量の削減を図ります。

3-6 民間活力の活用の検討

施設の新築、改築及び改修、維持管理、運営において、PFIやESCO等のPPP手法を利用することによって、民間事業者の技術やノウハウ等を活用し、コストの削減を図るとともに、温室効果ガスの排出量削減につなげられるよう検討します。

3-7 省エネルギー診断の実施検討

専門家による施設の省エネルギー診断を実施することで、ハード面及びソフト面からエネルギー消費量の改善に役立てることを検討します。

3-8 新電力の導入検討

電気事業法の改正により、売電部門の全面小売自由化が施行され、中部電力以外の電気事業者からも電気を購入することが可能になったことから、中部電力よりも二酸化炭素排出係数の小さい電気事業者への購入切り替えを検討します。

なお、新電力導入の最大のメリットである、電気料金の削減につなげるため、購入先の選定の際には、二酸化炭素排出係数に加え、料金についても十分考慮します。

【PFI】Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

【ESCO】Energy Service Company の略。ESCO 事業者が省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達にかかるすべてのサービスを提供し、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う手法。

【PPP】Public Private Partnership の略。公民連携と呼び、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。

4 温室効果ガスの吸収源の確保に関する取り組み内容

温室効果ガスの吸収源を確保するための、具体的な取り組みは次のとおりです。

- (1) 施設における県産材の利用等による木質化を推進し、木材需要の確保に努めます。
- (2) 緑地の保全や市街地の緑化を行い、二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。
- (3) 森林整備の推進によって、二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。
- (4) 農業の多面的機能を保全することで、二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。

5 その他の温室効果ガスの削減に資する取り組み内容

本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するための、その他の取り組みは次のとおりです。

5-1 第二次塩尻市環境基本計画の推進

第二次塩尻市環境基本計画に掲げられている理念や施策の展開を、温室効果ガスの削減に資する取り組みとして推進します。

なお、第二次環境基本計画については、本市の ISO14001 環境マネジメントシステムの基本方針によって進捗管理を図っています。

第二次塩尻市環境基本計画(2017年度定期見直し版)の理念や施策については、本実行計画 32 ページの【参考資料：4】に示しています。

5-2 環境教育の推進

第二次塩尻市環境基本計画の共通理念でも掲げられているように、本市職員のみならず、市民・事業者一人ひとりの環境をまもる心をはぐくむことによって、環境問題に関する知識や関心を高め、「知っている」から「している」状態の協働による環境保全を推進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

なお、第二次塩尻市環境基本計画(2017年度定期見直し版)の環境教育に関する具体的な実施事項については、本実行計画 33 ページの【参考資料：5】に示しています。

5-3 環境に配慮した公共工事の推進

本市は、「環境保全型公共事業推進に関する指針」等に基づいて、生産から運搬、最終処分までを含めた、ライフサイクルを考慮した環境にやさしい公共工事を実施し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

なお、環境保全型公共事業推進に関する指針における公共事業に関する考慮項目については、本実行計画 34 ページの【参考資料：6】に示しています。

5-4 法的要求事項の順守

本市は、法令に基づく環境基準等を順守し、環境汚染を防止することで、温室

効果ガスの排出抑制に努めます。

- (1) 環境基準等を順守する。
- (2) 法定検査の順守及び貯蔵取扱基準を順守する。
- (3) 処理基準を順守する。
- (4) 産業廃棄物を適正に処理する。

5-5 グリーン購入の推進

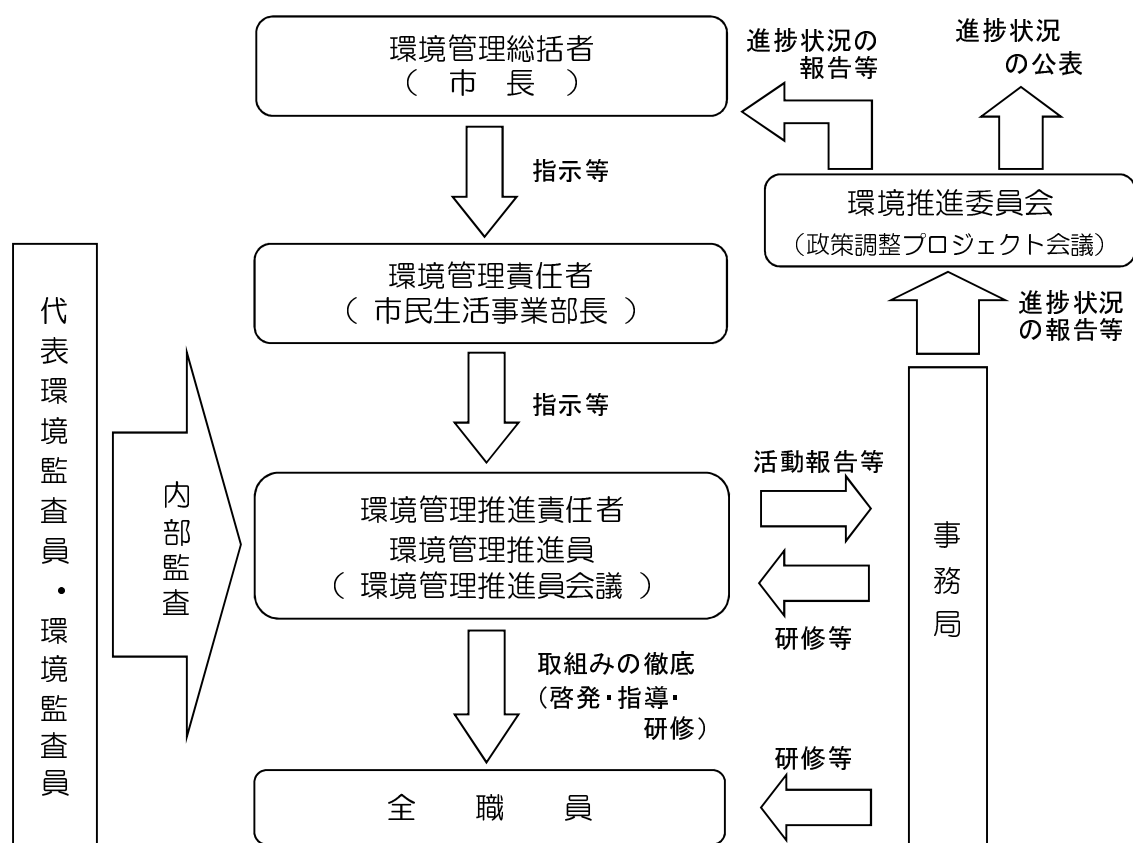
本市で行う物品等の調達について、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や、県の定める「長野県グリーン購入推進方針」に準拠した取り組みを推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

第7章 本実行計画の進捗管理の仕組み

1 本実行計画の推進組織、進捗体制

本実行計画の推進に係る組織及び進捗体制は、次の図のとおり、ISO14001 環境マネジメントシステムの推進体制を活用するものとし、この組織により進捗管理を行っていきます。なお、ISO14001 認証・取得外の施設についても、これと同様の取扱いとします。

また、ISO14001 環境マネジメントシステムで毎年設定する、日常業務活動に係る単年度の環境目的及び環境目標については、本実行計画の温室効果ガス排出量の削減目標を考慮しながら設定するものとしします。



※ 本実行計画の取り組みの徹底と推進を図るため、職員等への研修を実施し、環境意識の向上を図ります。

2 進捗状況の点検、評価及び報告

- (1) 本実行計画の進捗状況を点検・評価するため、定期的に本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を把握して、本実行計画の取り組みに反映していくものとしします。
- (2) 各施設等を所管する課等の長は、定期的にその施設等の取り組み状況を把握・

点検し、その結果を事務局に報告します。

(3) 事務局は、毎年度の温室効果ガス排出量、取り組み状況等を取りまとめ、その結果を環境推進委員会に報告します。これを受けて、環境推進委員会は、その結果の評価を行い、評価を加えた結果を環境管理総括者（市長）に報告します。

(4) 本実行計画の進捗状況等については、毎年、ISO14001 環境マネジメントシステムに基づく内部監査による点検を実施し、代表環境監査員は、その結果を環境管理総括者（市長）に報告します。

3 推進組織及び進捗体制の見直し

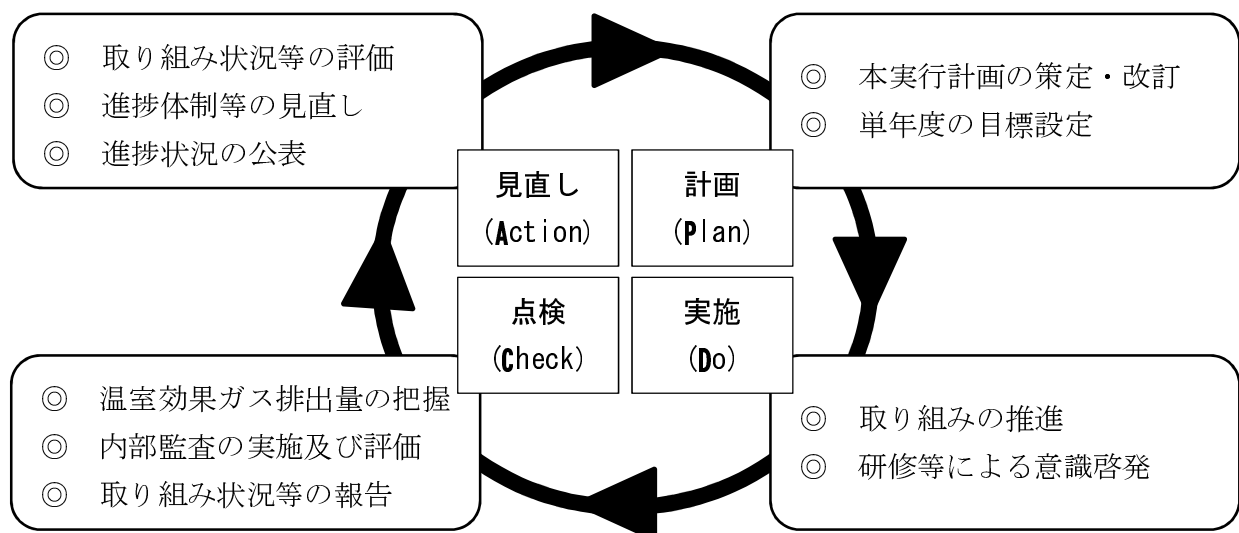
本実行計画に係る推進組織及び進捗体制については、環境推進委員会や内部監査における代表環境監査員からの報告等を踏まえて、環境管理総括者（市長）が必要に応じて見直しを行うものとします。

4 進捗状況の公表

温室効果ガスの排出量及び削減率、進捗状況の評価については、毎年、広報しおじりや市ホームページ、塩尻市環境白書等を通じて、市民に公表するものとします。

5 PDCAサイクルによる進捗管理

本実行計画は、ISO14001 環境マネジメントシステムにも用いられている、PDCAサイクルによって運用することで、継続的にスパイラルアップを図っていくものとします。



【参考資料：1】

第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画 対象施設及び設備等一覧

施設名	施設区分	備考
塩尻市役所本庁舎		ISO14001 認証登録施設
塩尻総合文化センター		ISO14001 認証登録施設
塩尻市保健福祉センター		ISO14001 認証登録施設
塩尻市市民交流センター		ISO14001 認証登録施設
大門公民館	支所等	ISO14001 認証登録施設 (2013年度～2016年度)
大門地区センター	支所等	ISO14001 認証登録施設 (2017年度～)
片丘支所	支所等	ISO14001 認証登録施設
広丘支所	支所等	ISO14001 認証登録施設 (2013年度～2017年度)
広丘支所 (旧勤労青少年ホーム)	支所等	原課管理施設 (2017年度～2018年度)
(新)北部地域拠点施設	支所等	ISO14001 認証登録施設 (2019年度～)
吉田支所	支所等	ISO14001 認証登録施設
洗馬支所	支所等	ISO14001 認証登録施設
宗賀支所	支所等	ISO14001 認証登録施設
塩尻東地区センター	支所等	ISO14001 認証登録施設
北小野地区センター	支所等	ISO14001 認証登録施設
高出地区センター	支所等	ISO14001 認証登録施設
檜川支所	支所等	ISO14001 認証登録施設 (2013年度～2019年度)
檜川支所 (旧檜川保健センター)	支所等	ISO14001 認証登録施設 (2020年度～)
塩尻東保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
みずほ保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
大門保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
日の出保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
宗賀中央保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設

施設名	施設区分	備考
片丘保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
高出保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
広丘野村保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
吉田ひまわり保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
吉田原保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
広丘西保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
広丘南保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
妙義保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
北小野保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
檜川保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
桔梗ヶ原保育園	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設 (2013年度～2014年度)
塩尻児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
広丘児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
吉田児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
吉田児童館分館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
塩尻東児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
宗賀児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
大門児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
片丘児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設
洗馬児童館	保育園・児童館・子育て支援センター	指定管理施設
北部子育て支援センター	保育園・児童館・子育て支援センター	ISO14001 認証登録施設 (2013年度～2018年度)
塩尻東小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
塩尻東小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
塩尻西小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
塩尻西小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
桔梗小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設

施設名	施設区分	備考
広丘小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
広丘小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
吉田小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
吉田小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
片丘小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
片丘小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
宗賀小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
宗賀小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
洗馬小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
洗馬小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
木曾檜川小学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
木曾檜川小学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
塩尻中学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
塩尻中学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
丘中学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
丘中学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
広陵中学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
広陵中学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
塩尻西部中学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
塩尻西部中学校グラウンド照明	小・中学校	原課管理施設
檜川中学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
両小野中学校	小・中学校	ISO14001 認証登録施設
床尾浄水場	上水道関連施設	原課管理施設
芦ノ田浄水場	上水道関連施設	原課管理施設
小曾部浄水場	上水道関連施設	原課管理施設
片丘浄水場	上水道関連施設	原課管理施設

施設名	施設区分	備考
上西条浄水場	上水道関連施設	原課管理施設
檜川浄水場	上水道関連施設	原課管理施設
浄水場関連施設	上水道関連施設	原課管理施設
塩尻市浄化センター	下水道関連施設	ISO14001 認証登録施設
塩尻市衛生センター	下水道関連施設	ISO14001 認証登録施設
檜川浄化センター	下水道関連施設	原課管理施設
本洗馬浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備 (2013年度～2020年度)
宗賀南部浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備
勝弦浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備
東山浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備
岩垂浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備 (2013年度～2020年度)
贄川浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備
小曾部浄化センター	下水道関連施設	原課管理設備
若神子排水処理場	下水道関連施設	原課管理設備
マンホールポンプ場（公共）	下水道関連施設	原課管理設備
マンホールポンプ場（農業）	下水道関連施設	原課管理設備
日出塩桜の丘公園	公園等	管理委託施設
チロルの森	公園等	指定管理施設
堂平公園	公園等	管理委託施設
贄川関所公園	公園等	原課管理施設
サラダ公園	公園等	原課管理施設
小坂田公園	公園等	原課管理施設
うるしの里広場	公園等	原課管理施設
ききょう公園	公園等	原課管理施設
ながうね公園	公園等	原課管理施設
角前公園	公園等	原課管理施設

施設名	施設区分	備考
吉田原2号公園	公園等	原課管理施設
旧駅前広場	公園等	原課管理施設
金塚公園	公園等	原課管理施設
広丘短歌公園	公園等	原課管理施設
長者原公園	公園等	原課管理施設
長者原南公園	公園等	原課管理施設
奈良井水辺公園	公園等	原課管理施設
八幡原公園	公園等	原課管理施設
八幡原水苑	公園等	原課管理施設
野村中央公園	公園等	原課管理施設
あおぞらげんき公園	公園等	原課管理施設
うるしの里駅前水辺公園	公園等	原課管理施設 (2017年度～)
おひさま公園	公園等	原課管理施設
はんのき原公園	公園等	原課管理施設
一本木公園	公園等	原課管理施設
内田原公園	公園等	原課管理施設
原中央公園	公園等	原課管理施設
吉田ふれあい公園	公園等	原課管理施設
吉田原3号街区公園	公園等	原課管理施設
吉田若宮公園	公園等	原課管理施設
塩尻北部公園	公園等	原課管理施設
塩尻駅西公園	公園等	原課管理施設
大門北公園	公園等	原課管理施設
大門原公園	公園等	原課管理施設
棧敷原児童公園	公園等	原課管理施設
芦ノ田団地	公園等	原課管理施設

施設名	施設区分	備考
農産物加工所（柿沢）	農業関連施設	原課管理施設
ならかわ市場	農業関連施設	指定管理施設
みどり湖	農業関連施設	管理委託設備
国鉄減濁水対策分塩尻送水機場	農業関連施設	管理委託設備
善知鳥中継機場	農業関連施設	管理委託設備
諏訪洞揚水機場	農業関連施設	管理委託設備
勝弦揚水機場	農業関連施設	管理委託設備
青木沢中継機場	農業関連施設	管理委託設備
東山揚水機場	農業関連施設	管理委託設備
東山第2揚水機場	農業関連施設	管理委託設備
相吉揚水機場	農業関連施設	管理委託設備
塩尻インキュベーションプラザ	産業・観光関連施設	指定管理施設
木曾高等漆芸学院	産業・観光関連施設	管理委託施設
みどり湖管理事務所	産業・観光関連施設	管理委託施設
塩尻市観光センター	産業・観光関連施設	管理委託施設
高ボッチポンプ室	産業・観光関連施設	管理委託設備
今泉テクノヒルズ産業団地	産業・観光関連施設	原課管理施設
職業訓練校	産業・観光関連施設	原課管理施設 (2013年度～2014年度)
平出博物館	文化施設	ISO14001 認証登録施設
自然博物館	文化施設	ISO14001 認証登録施設
塩尻短歌館	文化施設	ISO14001 認証登録施設
釜井庵	文化施設	原課管理施設
中村邸	文化施設	原課管理施設
贅川関所	文化施設	原課管理施設
木曾漆器館	文化施設	原課管理施設
檜川歴史民族資料館	文化施設	原課管理施設 (2013年度～2015年度)

施設名	施設区分	備考
塩尻市文化会館（レザンホール）	文化施設	指定管理施設
古田晁記念館	文化施設	原課管理施設
広丘体育館（勤労者体育センター）	体育施設	原課管理施設
総合運動場	体育施設	原課管理施設
屋内ゲートボール場	体育施設	原課管理施設
市営球場	体育施設	原課管理施設
市立体育館	体育施設	管理委託施設
中央スポーツ公園	体育施設	原課管理施設
檜川総合運動場	体育施設	原課管理施設
檜川体育館	体育施設	管理委託施設
檜川弓道場	体育施設	管理委託施設 (2013年度～2016年度)
檜川屋内運動場	体育施設	管理委託施設
塩尻トレーニングプラザ	体育施設	指定管理施設
市民プール	体育施設	原課管理施設 (2013年度～2015年度)
(新) 市立体育館	体育施設	指定管理施設 (2021年度～)
片丘新農構農村広場	体育施設	管理委託施設
障害者就労支援施設	福祉施設	指定管理施設 (2013年度～2015年度)
障害者福祉センター	福祉施設	指定管理施設 (2013年度～2015年度)
すがのの郷	福祉施設	指定管理施設 (2013年度～2018年度)
田川の郷	福祉施設	指定管理施設 (2013年度～2018年度)
つくしの郷	福祉施設	指定管理施設 (2013年度)
みどりの郷	福祉施設	指定管理施設 (2013年度～2018年度)
(新) ふれあいセンター東部	福祉施設	指定管理施設 (2019年度～)
ふれあいセンター洗馬	福祉施設	指定管理施設
ふれあいセンター広丘	福祉施設	指定管理施設 (2014年度～)
塩尻市国民健康保険 檜川診療所	福祉施設	指定管理施設

施設名	施設区分	備考
社会福祉センター	福祉施設	原課管理施設 (2013年度～2017年度)
檜川保健センター	福祉施設	管理委託施設 (2013年度～2017年度)
塩尻情報プラザ	その他施設	指定管理施設
光ケーブル拠点	その他施設	原課管理施設
消防団詰所	その他施設	管理委託施設
奈良井防災ポンプ	その他施設	原課管理設備
檜川地区防災無線	その他施設	原課管理施設 (2013年度～2017年度)
塩尻市斎場	その他施設	管理委託施設
東山霊園	その他施設	管理委託施設
大門末広観音町公衆トイレ	その他施設	原課管理施設
町区公衆トイレ	その他施設	原課管理施設
広丘駅駐車駐輪場	その他施設	原課管理施設
みどり湖駅駐車駐輪場	その他施設	原課管理施設
平沢バス倉庫	その他施設	原課管理施設
勤労青少年ホーム	その他施設	原課管理施設 (2013年度～2016年度)
池の権現キャンプ場	その他施設	管理委託施設
ウイングロード	その他施設	管理委託施設
林業総合センター	その他施設	原課管理設備 (2013年度～2015年度)
檜川学校給食センター	その他施設	原課管理施設
市内街路灯（市管理分）	その他施設	原課管理設備
塩尻駅（市管理分）	その他施設	原課管理施設
広丘駅（市管理分）	その他施設	原課管理施設
大門駐車場	その他施設	指定管理施設
塩尻駅前広場駐車場	その他施設	指定管理施設
奈良井宿駐車場	その他施設	指定管理施設
桧の香和家	その他施設	原課管理施設

【参考資料：2】

基準年度（2013年度（平成25年度））の及び目標年度等（2020年度、2023年度）の
温室効果ガス排出量算定に用いた係数

項 目	排出されるガスの種類	係 数	単 位
ガソリンの使用	CO ₂	0.00232	t-CO ₂ /L
灯油の使用	CO ₂	0.00249	t-CO ₂ /L
軽油の使用	CO ₂	0.00258	t-CO ₂ /L
A重油の使用	CO ₂	0.00271	t-CO ₂ /L
LPGの使用	CO ₂	0.00654	t-CO ₂ /m ³
電力の使用（2013年度）	CO ₂	0.000516	t-CO ₂ /kWh
電力の使用（2020、2023年度）	CO ₂	0.000486	t-CO ₂ /kWh
ディーゼル機関における灯油の使用	N ₂ O	0.000000062	t-N ₂ O/L
ディーゼル機関における軽油の使用	N ₂ O	0.000000064	t-N ₂ O/L
ディーゼル機関におけるA重油の使用	N ₂ O	0.000000066	t-N ₂ O/L
ガス機関におけるLPGの使用	CH ₄	0.000005886	t-CH ₄ /m ³
	N ₂ O	0.0000006758	t-N ₂ O/m ³
家庭用機器における灯油の使用	CH ₄	0.00000035	t-CH ₄ /L
	N ₂ O	0.000000021	t-N ₂ O/L
家庭用機器におけるLPGの使用	CH ₄	0.0000005014	t-CH ₄ /m ³
	N ₂ O	0.0000001003	t-N ₂ O/m ³
ガソリン乗用車の走行	CH ₄	0.00000001	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000029	t-N ₂ O/km
ガソリン軽乗用車の走行	CH ₄	0.00000001	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000022	t-N ₂ O/km
ガソリン普通貨物車の走行	CH ₄	0.000000035	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000039	t-N ₂ O/km
ガソリン小型貨物車の走行	CH ₄	0.000000015	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000026	t-N ₂ O/km
ガソリン軽貨物車の走行	CH ₄	0.000000011	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000022	t-N ₂ O/km
ディーゼル乗用車の走行	CH ₄	0.00000002	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000007	t-N ₂ O/km
ディーゼル普通貨物車の走行	CH ₄	0.000000015	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000014	t-N ₂ O/km
ディーゼル小型貨物車の走行	CH ₄	0.0000000076	t-CH ₄ /km
	N ₂ O	0.000000009	t-N ₂ O/km
下水処理（終末処理）	CH ₄	0.00000088	t-CH ₄ /m ³
	N ₂ O	0.00000016	t-N ₂ O/m ³
下水処理（し尿処理）	CH ₄	0.000038	t-CH ₄ /m ³
	N ₂ O	0.00000093	t-N ₂ O/m ³
浄化槽によるし尿及び雑排水処理	CH ₄	0.00059	t-CH ₄ /人
	N ₂ O	0.000023	t-N ₂ O/人
自動車エアコン	HFC	0.01	kg-HFC/台

【参考資料：3】

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）算定に用いた係数

温室効果ガスの種類	係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1.00 t-CO ₂ /t-CO ₂
メタン（CH ₄ ）	25.00 t-CO ₂ /t-CH ₄
一酸化二窒素（N ₂ O）	298.00 t-CO ₂ /t-N ₂ O
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.43 t-CO ₂ /kg-HFC
パーフルオロカーボン（PFC）	7.39 t-CO ₂ /kg-PFC（本市では計測から除外）
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22.80 t-CO ₂ /kg-SF ₆ （本市では計測から除外）
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17.20 t-CO ₂ /kg-NF ₃ （本市では計測から除外）

【参考資料：4】

第二次塩尻市環境基本計画(2017年度定期見直し版)の理念及び施策

- 【共通理念】環境をまもる心をはぐくむ
 - (1) 環境情報の発信、意識啓発
 - (2) 環境学習機会の充実
 - (3) 協働による環境保全
- 【基本理念1】地球環境に配慮したまちをつくる
 - (1) 省資源・省エネルギーの促進
 - (2) 再生可能エネルギーの有効活用
- 【基本理念2】資源を有効に活用するまちをつくる
 - (1) ごみの減量の促進
 - (2) 再使用・再生利用の促進
 - (3) ごみ処理施設の適正な運営
 - (4) 森林の管理・環境整備の推進
 - (5) 木質バイオマスエネルギーの普及拡大
 - (6) 木育の推進
 - (7) 農業の多面的機能の保持
- 【基本理念3】安心して生活できる環境をまもる
 - (1) 水資源・水環境の保全
 - (2) 生活公害の防止
 - (3) 放射能対策
 - (4) 生活環境の保全促進
 - (5) 空き地・空き家等の適正管理
 - (6) 美しい景観の保全、形成
- 【基本理念4】ふるさとの自然をまもる
 - (1) 身近な自然環境の保全
 - (2) 自然公園等の保全

【参考資料：5】

第二次塩尻市環境基本計画(2017年度定期見直し版)の 環境教育に関する具体的な実施事項

- (1) 市の環境の現状や環境保全等の幅広い環境情報を様々な媒体を用いて発信します(市ホームページ、「環・きょうニュース」等)。
- (2) 環境に関する地区説明会を開催します。
- (3) 「しおじり e-Life Fair」(環境・食・健康・生活に関するイベント)を開催します。
- (4) 「環境トーク&パフォーマンス」(環境学習発表会)を開催します。
- (5) 塩尻市環境白書を作成し、公表します。
- (6) 保育園や幼稚園、学校における子どもへの環境学習を実施します。
- (7) 環境学習教材を使用した学習を実施します。
- (8) 大人への環境学習講座を実施します(公民館活動等)。
- (9) 様々な学習機会をまとめた環境学習メニューを作成します。
- (10) 区・団体等による環境学習を支援します。
- (11) 民間のノウハウを活用して環境学習を実施します。
- (12) 環境に関するボランティア、専門家、指導者の育成を図ります。
- (13) 環境分野の課題を協働による解決を目指す市民ネットワークの充実を図ります。
- (14) まちづくり・環境・健康等の市民活動促進サービスモデル(マイレージ制度等)を調査検討します。
- (15) クリーン塩尻パートナー制度による活動を拡大し、地区や団体等と連携した環境活動を推進します。
- (16) エコ・ウォークや市民一斉清掃等の取り組みを推進します。
- (17) 「塩尻市空き家等の適正管理に関する条例」の運用を推進します。
- (18) 塩尻景観ネットワークの活動を支援します。
- (19) 景観育成住民協定の締結を促進します。
- (20) 緑地協定の制度を周知します。
- (21) 地域の公共花壇づくり等花による景観づくりを支援します。

【参考資料：6】

環境保全型公共事業推進に関する指針における公共事業に関する考慮項目

- (1) 一般事項
 - ・ 塩尻市環境基本計画推進事業との整合を検討する。
 - ・ 環境影響に関する調査・影響状況を検討する。
 - ・ 文化財指定区域の保全、保存の検討や記録の保存を検討する。
 - ・ 計画・設計において環境（地形、地質、動植物、景観等）に配慮する。
 - ・ レッドデータブックに掲載された地域・環境及び動植物の保全に、配慮する。当該地域において施工する場合等は、生活環境課に協議する。
- (2) 大気環境への配慮
 - ・ 排出ガスの抑制に努める。
 - ・ 環境保全に効果的な緑化を推進する。
 - ・ 省エネルギー型システム・機器の採用を検討する。
 - ・ 再生可能エネルギー（ソーラー、風力、バイオマス等）の採用を検討する。
- (3) 水環境への配慮
 - ・ 透水性舗装、雨水浸透施設の設置を推進する（流出抑制、貯留、浸透）。
 - ・ 在来植生に配慮した水際への植物の植栽を検討する。
 - ・ 地下水の水質保全に努める。
 - ・ 水道水源の保全に努める。
- (4) 土壌環境等への配慮
 - ・ 現況地形に配慮した整備に努める。
 - ・ 土壌の流出抑制や保水性の向上に努める。
- (5) 動物・植物（生態系）環境への配慮
 - ・ 自然の改変の少ない工事に配慮する。
 - ・ 汚濁水や土砂の流出防止に努める。
 - ・ 多自然型護岸の設置を推進する（水辺の保全）。
 - ・ 自然植生に配慮した法面保護を検討する。
 - ・ 動植物の生息地の保全や確保に努める。
- (6) 生活環境への配慮
 - ・ 緑化の推進や保護に努める（周辺環境に配慮した植栽等）。
 - ・ 低騒音型施工機械の使用に努める。
 - ・ 低振動型施工機械の使用に努める。
 - ・ 工事車両の稼働時間、台数等を工夫する。
 - ・ 分かりやすい案内標識の設置に努める。
 - ・ 安全で周辺環境に配慮した夜間照明に努める。
- (7) 建設副産物の再資源化や再利用の推進
 - ・ 分別解体を行い、資源の再資源化に努める。
 - ・ 建設副産物のリサイクルを推進する。
 - ・ 建設廃棄物の排出抑制に努め、適正な処分に努める。
 - ・ 建設廃棄物の再利用を推進する。
 - ・ 建設資材は長期耐久型のものを選択する。
 - ・ リサイクル製品の使用に努める。
 - ・ 環境に配慮した建設資材の使用に努める。
 - ・ 剪定木等については、堆肥化等の再利用を推進する。
- (8) その他
 - ・ 環境に配慮した工程管理や施工管理に努める。
 - ・ 建築資材はできる限り木材を使用し、健康的な室内環境づくりに努める。
 - ・ 建築物は、景観、デザイン、配色等について、周辺環境との調和に努める。
 - ・ 最終処分を考慮し、環境への負荷の少ない資材、工法の選択に努める。

【参考資料：7】

計画期間中に行われる主な施設の改修・新築・廃止予定等

施設名	区分	年度	主な導入予定設備等
市内街路灯（市管理分）	設備更新	2016～	LEDへ更新
檜川弓道場	廃止	2017	—
みずほ保育園	改修予定	2017	太陽光発電、LED、ペレットストーブ
片丘小学校	設備更新	2017	ペレットストーブ
塩尻市文化会館（レザンホール）	設備更新	2018	空調設備更新
社会福祉センター	廃止予定	2018	—
北部地域拠点施設	統合新築予定	2018	LED
塩尻中学校	改修予定	2018	LED、ペレットストーブ
すがのの郷	譲渡	2018	
田川の郷	譲渡	2018	
ふれあいセンター東部	改修予定	2019	太陽光高度利用
檜川保健福祉センター	改修予定	2020	設備等未定
（新）市立体育館	新築	2020	設備等未定
大門保育園	改修予定	2021	太陽光発電、LED、ペレットストーブ
桔梗小学校	改修予定	2022	LED、ペレットストーブ
妙義保育園	改修予定	2023	太陽光発電、LED、ペレットストーブ

塩尻市役所地球温暖化対策実行計画

2018年3月

《 問い合わせ先 》

塩尻市 市民生活事業部 生活環境課

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3番3号

TEL : 0263-52-0280

FAX : 0263-54-7661

メール : kankyo@city.shiojiri.lg.jp